

水戸市立常澄中学校の部活動に係る活動方針

令和7年4月2日

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、運動部活動は、体力、技術の向上や健康の増進に効果的な活動であることから、学校教育の目標に基づき、今後も計画的に実施する。文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。
- 全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- 週当たり3日以上（平日2日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会、コンクール出場等で活動した場合は、翌週末は両日休養日とする。ただし、公式試合等において、上位大会に進出し、大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復状況を判断した上で、平日に休養日を振り替えることも可とする。ただし、週の活動は11時間以内とする。
- 長期休業中に、連続した休養期間を設ける。
(8月10日から17日まで、12月28日から1月3日まで)
- 定期テスト(中間, 期末, 学年末)前2日間は部活動を中止して、学習に専念させることとする。
- 年間を通して、毎週月曜日と木曜日を休養日とする。

3 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休業日は3時間を上限とする。この時間は、活動に充てる時間とし、その前後に準備や片付け・ミーティングの時間を別に設けてもよい。
- 週の活動の合計時間は、11時間以内とする。
- 熱中症事故防止のため、活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上となった場合は、活動を中止する。

4 部活動の朝の活動

- 朝の活動は行わない。

5 冬季の活動

- 12月の1か月間は、基礎トレーニング期として、全部活動合同でランニングや体幹トレーニングをする活動も可能とする。

6 参加大会の見直し

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振り替えられているかについて厳格に判断し、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画表を学校ホームページ上に掲載し、公表する。
- 茨城県中学校体育連盟主催の大会を含め、1か月当たり1大会までとする。練習試合は、それに含まない。各種コンクールにおいても、1か月当たり1大会までとする。

7 その他

- ホームページで活動方針、年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績についても公表する。